

母と子の自立生活を目指して 母子生活支援施設の現状と取り組み

1998(平成10)年の児童福祉法改正により、「母子寮」は「母子生活支援施設」と改称され、その機能も“保護する”から“保護して自立を支援する”と変わっています。また、入居理由も多様化・複合化し、きめ細やかな支援が求められています。今回は、母子の自立を目指し、健康・経済・心理面などをサポートする、社会福祉法人みおつくし福祉会 母子生活支援施設「北さくら園」の主任・谷本典子さんに、その現状と取り組みについて伺いました。



この居室で母と子が共に生活しながら自立を目指します

急増するDV家庭

2004(平成16)年に改正された「DV防止法」(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)で、一時保護施設として位置づけられたことから、近年はDV(ドメスティックバイオレンス)や子どもへの虐待等による「暴力」を理由にした入所が増えています。それ以前は、借金や金銭管理等の問題による入所者が多かったそうです。また、知的・精神障害のある人、外国籍の人など、さまざまな母子が入所しています。

メンタルワークで「自己肯定感」を

「DVの被害者の多くは、夫に暴力を振るわっても『悪いのは自分』と考え、暴力に耐えてしまう場合が多いですね」と話すのは、社会福祉法人みおつくし福祉会 北さくら園の谷本典子さん。

大阪市内に4箇所ある母子生活支援施設では、様々な心理的サポートを

行っています。自分の力で問題や課題を解決していく社会的技術や能力を獲得できるようなエンパワメントワークや、心と身体の関係性に注目し身体をほぐすワーク、SSTといわれる社会生活技能訓練を取り入れています。

精一杯やっているのに

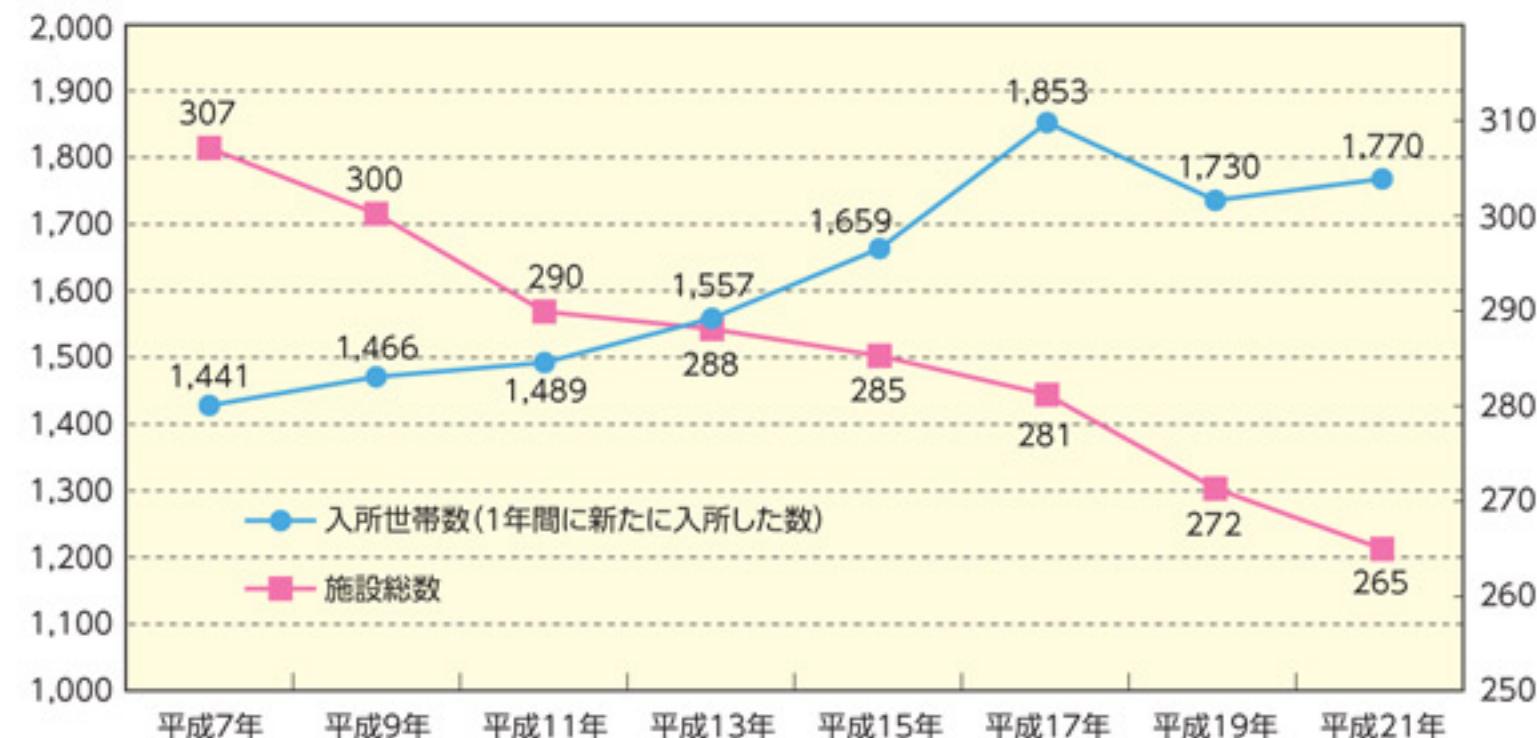
様々な生活課題の解決支援の一つに、母子関係づくりをサポートする場面が多くなってきています。

「以前の入居者イメージを一言で言うと、女手一つで子を育てるたくましい“おかあちゃん”。社会性もあり親子関係も最低限のことはできていました。」

しかし現在、入居している母親の中には、衣食住を整えることすら、ままならない人も少なくないとか。

「部屋は散らかっていて、ミルクの飲ませ方をご存じない方もいらっしゃいます。赤ちゃんの皮膚がただれるほどオムツを代えていなかったり、子どもが熱を出していても病院に連れて行かなかつ

[表1] ●1年間に新たに入所した世帯数と施設総数の推移





たり。それでも、ご本人は精一杯やっておられ、どこが間違っているのか気づいておられないのです」

そこからは、お互いにしっかりと向き合えない現代の親子像がみえてきます。

「親も子も、感情をうまく表現できないため、子育てが思い通りにいかないとすぐ怒鳴り、子どもはそれにじっと耐えています。そんな時、職員が間に入り、子ども（やお母さん）の気持ちをじっくりと聞きながら、うまく相手に言えるようにサポートしています」

子どもの変化が、 自立のきっかけに

一方、子どもに対しては、登校・登園支援、学童保育で宿題などの学習支援、規則正しい生活リズムを身につけるために、集団行動や遊びを行っています。

「子どもはとても柔軟。人とつながることの心地よさや社会のルールを感じ的に学び、カウンセリングを受けて、自己肯定感が育まれると、必要な場面でいいことが言えるようになります」

こうした子どもの変化に、無気力・

無関心だった母親が自らを振り返ることが多いとのこと。

『『こんなに力のある子とは思わなかつた』と驚かれますね。障害のある子と向き合えなかつたお母さんも、職員が成長の様子を伝えると『障害を気にするより、その子にあった関わりをすることが大切』と気付かれます』

自立に必要な ネットワークを用意する

母子が、地域で自立までの道筋をつけていくには、他機関の協力が不可欠です。母親への子育て支援に関しては、区役所の保健福祉課の子育て支援室、生活保護担当のほか、こども相談センターと連携します。

また、DVや離婚など女性特有の問題に関しては、女性問題専門の弁護士事

務所へ相談したり、外国籍の親子の場合は、弁護士に加え、通訳・翻訳の専門のNPOの協力を得て、離婚や裁判など難しい手続きをサポートしてもらうこともあります。

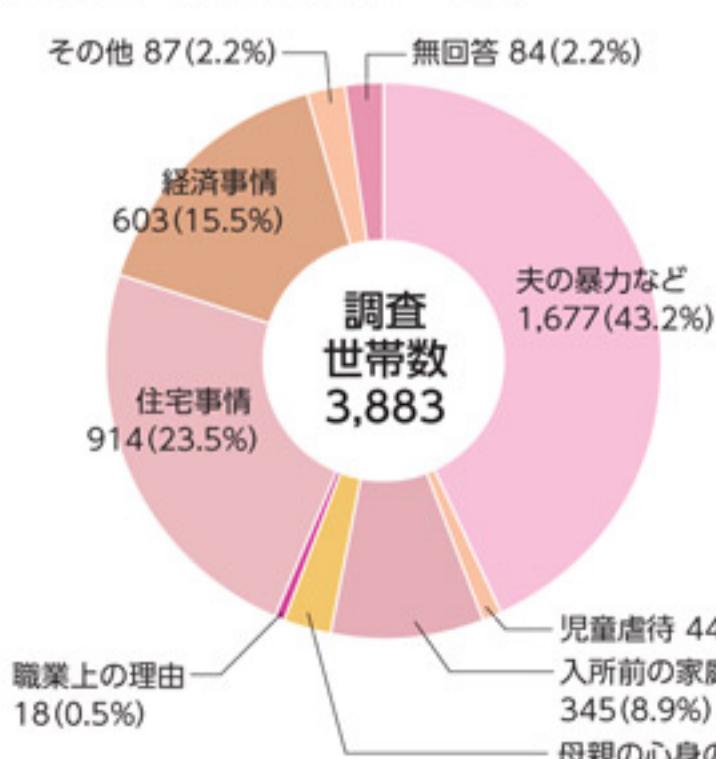
北さくら園では、就労支援として週1回、就労相談員を招き、キャリアカウンセリングのほか、職業訓練校や各種講座の情報提供を行っています。

退所後の利用者への支援

母子生活支援施設では、入所者の半数以上が入所後1~3年で退所するという調査結果があるように、いずれ、地域社会で自立生活が送れるよう支援しています。

北さくら園では、退所後も相談を受けたり、イベントに招待する一方、退所者への定期的な家庭訪問による支援については、人員や時間の確保が難しく十分に取り組めていないと、谷本さんは言います。「地域の日常生活では、自分でネットワークを作る必要があります。地域で自立生活をするときに困らないように、私たち職員も日頃から地域資源とつながり、退所する母子につなげていけるように、ネットワークを構築していきたいと考えています」

(図1) ●入所理由(平成22年度)



(図2) ●入所期間(平成22年度)

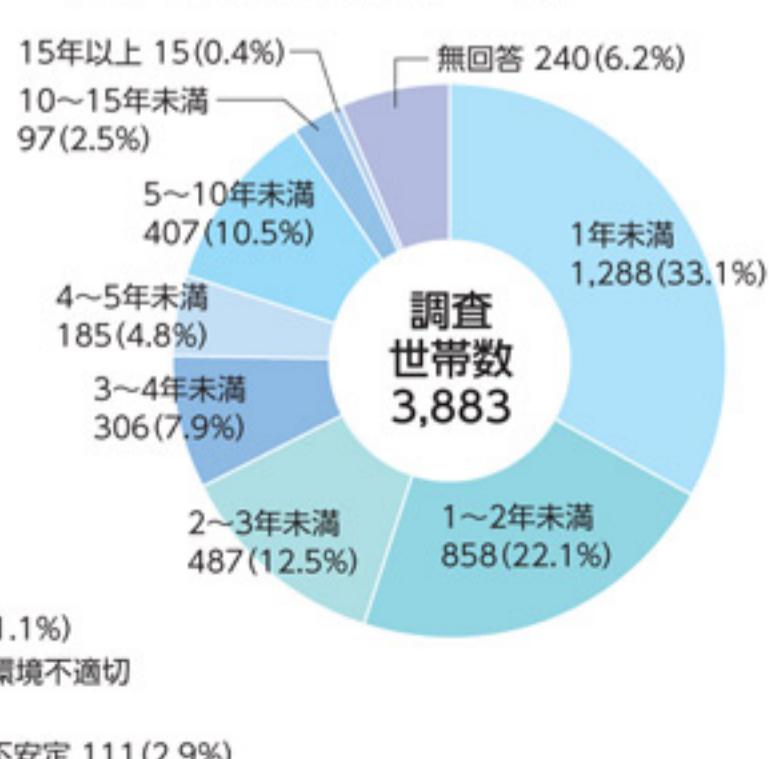


表1、図1・2は、「平成22年度全国母子生活支援施設実態調査報告書」(発行:全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会)より引用し作成

①

福祉職員のメンタルヘルス研修 (施設長等管理職対象)

「福祉職場のメンタルヘルスと職場づくり」

働きやすい職場づくりと福祉職員の人材養成をめざして、本研修では、施設長等管理職を対象に、メンタルヘルス不全を防ぐ職場・組織の運営、管理職のリーダーシップのあり方等、職場づくりについて包括的に考えていきます。

●対象者 大阪市内社会福祉施設・事業所・機関職員

●日時 2月27日(月) 午後2時～5時

●講師 重田 博正(財団法人淀川勤労者厚生協会 大阪社会医学研究所 主任研究員)

●定員 80人(先着順)

●会場 大阪市社会福祉研修・情報センター5階大会議室(西成区出城2-5-20)

●参加費 3,500円

●締切日 1月31日(火)

●その他 2月上旬頃に受講証をお送りします

●申込方法 下記の「申込記載事項」を記載のうえ、ファックス、はがき、ホームページからお申し込みください

●申込・問合せ先

大阪市社会福祉研修・情報センター

〒557-0024 西成区出城2-5-20

☎06-4392-8201 FAX 06-4392-8272

URL <http://www.wel-osaka.jp>

②

自助具製作体験講座 ～自立生活をめざした “やさしさのものづくり”～

自助具は、障害のある人が日常生活の不便さを補う道具の一つです。一人ひとりの状態に寄り添い、その人に合ったオーダーメイドの福祉用具です。自助具への理解を深め、実際にものづくりの楽しさを体験していただく講座です。

(2回とも同じ内容です)

●対象者 大阪市内在住・在勤・在学者

●日時 1回目／2月18日(土)

2回目／2月25日(土)

いずれも午前10時～午後4時

●内容 講義(自助具って何だろう?)、自助具の製作体験(ストロー・ホルダー、ボタンエイド、手に優しい洗濯バサミ、ベルト付きブラシ)

●講師 ボランティアグループ「自助具の部屋」スタッフ

●定員 各回13人(先着順)

●会場 大阪市社会福祉研修・情報センター5階講座室2(西成区出城2-5-20)

●参加費 無料(但し、材料費800円が必要です)

- 締切日 1月31日(火)
- その他 2月上旬に受講証をお送りします
- 申込方法 下記の「申込記載事項」を記入のうえ、ファックス、はがき、ホームページからお申し込みください

●申込・問合せ先

大阪市社会福祉研修・情報センター

〒557-0024 西成区出城2-5-20

☎06-4392-8201 FAX 06-4392-8272

URL <http://www.wel-osaka.jp>

- 定員 150人(先着順)
- 会場 大阪市社会福祉研修・情報センター5階大会議室(西成区出城2-5-20)
- 参加費 無料
- その他 定員に達し参加できない場合のみご連絡いたします
- 申込方法 下記の「申込記載事項」を記入のうえ、ファックス、はがき、ホームページからお申し込みください

●申込・問合せ先

大阪市社会福祉研修・情報センター

〒557-0024 西成区出城2-5-20

☎06-4392-8201 FAX 06-4392-8272

URL <http://www.wel-osaka.jp>

③

社会福祉史の市民講座(第4回)

三木達子、今川学園創始者 ～反骨とファイトと社会福祉への情熱と～

戦中・戦後の混乱期にあって、児童福祉や高齢者問題に地域福祉の構想を取り入れ、不在家庭児対策や障害児の保育に法の光を当てようとして、その制度化や組織化に奔走した三木達子の思想と行動を学びます。

●対象者 大阪市内在住・在勤・在学者

●日時 2月4日(土) 午後2時～4時

●講師 松浦 健二(社会福祉法人今川学園 前理事長)

●定員 50人(先着順)

●会場 大阪市社会福祉研修・情報センター5階会議室2(西成区出城2-5-20)

●参加費 無料

●締切日 1月21日(土)

●その他 1月下旬に受講証をお送りします

●申込方法 下記の「申込記載事項」を記載のうえ、ファックス、はがき、ホームページからお申し込みください

●申込・問合せ先

大阪市社会福祉研修・情報センター

〒557-0024 西成区出城2-5-20

☎06-4392-8201 FAX 06-4392-8272

URL <http://www.wel-osaka.jp>

男性が子育てにかかわる意義やお互いの立場を尊重した子育てなど、わが家の子育てを見直してみましょう。

●日時 1月28日(土) 午後2時～4時

●講師 小崎 恭弘(神戸常盤大学短期大学部幼児教育学科 准教授)

●定員 200人(先着順)

●会場 大阪市立住まい情報センター3Fホール(北区天神橋6-4-20)

●参加費 無料

●締切日 1月14日(土)

●申込方法 下記の「申込記載事項」と、子どもの一時保育(3か月～小学校低学年。先着80人。事前申込制)を希望する場合は、子どもの名前(ふりがな)、年齢を記入のうえ、ファックス、ホームページ、電話、来所にてお申し込みください

●申込・問合せ先

大阪市立子育ていろいろ相談センター

〒530-0041 大阪市天神橋筋6-4-20

☎06-6354-0106 FAX 06-6354-0277

URL <http://www.osaka-kosodate.net/>

④

社会福祉講演会(第5回) スウェーデンの高齢者介護と 地域福祉

スウェーデンは高福祉高負担の国といわれています。そのようなスウェーデンでも、都市部を中心に高齢者介護の民営化、市場化の動きがみられます。サービス購入や個人の選択に重点を置くのか、これまでの社会連帯を軸に新しいシステムを構築するのか。スウェーデンの事例をとおして、地域福祉について考えてみます。

●対象者 大阪市内在住・在勤・在学者

●日時 2月7日(火) 午前10時～12時

●講師 斎藤弥生(大阪大学大学院人間科学研究科 准教授)



申込記載事項

【必須項目】①研修(講演会)名、②名前(ふりがな)、③年齢、④連絡先住所(〒)、⑤電話、ファックス番号、⑥勤務先(所属)

*必須項目以外にも、必要な項目がある場合がありますので、忘れず記載ください

今月号の特集について もっと詳しく知りたい方は…

『母子寮と母子生活支援施設のあいだ』(増補版)

◎須藤 八千代 著 明石書店 2010年
社会資源として、DV被害者の新しい生活の場所として、母子寮に変革のビジョンは見えてくるのだろうか。利用者である女性へのインタビューや調査報告書、著者によるフィールドワークなどを通して、多面的に母子寮を考察する。



『よくわかる家族援助論 やわらかアカデミズム「わかる」シリーズ』

◎橋本 真紀、山縣 文治 編
ミネルヴァ書房 2007年
子ども虐待や育児不安など、子育てに関わる問題が急増しているなかで、「家族援助」の必要性が唱えられている。特に保育士による家族援助の実際について、筆者の体験に基づいた事例を交えながら簡明に解説する。



- 大阪市社会福祉研修・情報センター2階の図書・資料閲覧室では、福祉に関する図書、視聴覚資料（ビデオ、DVD等）、雑誌等を多彩に揃えています。
- 貸出は図書5冊、視聴覚資料5本、期間はそれぞれ2週間です。
- ホームページから蔵書検索やDVDなどのリストがダウンロードできます。

<http://www.wel-osaka.jp/>

☎06-4392-8233

(開設時間:月~土曜日・午前9時30分~午後4時45分、受付は午後4時30分まで。図書・資料閲覧室の開館時間外は、当センターの開館時間内であれば1階事務室で返却できます。)

図書紹介

『よくわかる地域福祉』

◎上野谷 加代子 編 他
ミネルヴァ書房 2010年
今日の段階での「地域福祉」を、実践を紹介しながらまず全体像を示し、理念、歴史、概念をわかりやすく説明。さらに関連する法律や政策理解、推進方法を示し、人材と推進組織・団体について解説している。



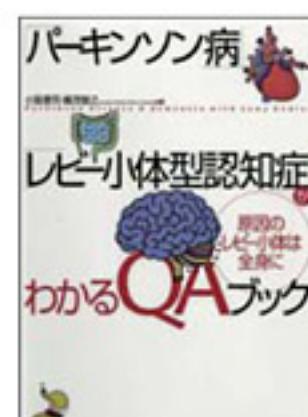
『完全図解 介護予防リハビリ体操大全集』

◎大田 仁史 著 三好 春樹
編集協力 講談社 2010年
寝たきりの人から、近所なら外出できる人まで、どんな運動能力の人にも自分に合う343の体操をイラストでわかりやすく紹介。それぞれに体操の目的、効用、からだを動かすときのポイント、注意点などをわかりやすく表示している。



『「パーキンソン病」「レビー小体型認知症」がわかるQAブック』

◎小阪 憲司、織茂 智之 著
メディカ出版 2011年
パーキンソン病とレビー小体型認知症はどちらもレビー小体に起因することから同類と考えられている。本書は、パーキンソン病とレビー小体型認知症を、レビー小体病という観点から解説。Q&A方式で症状・診断・検査・病理などの基本的な事柄をわかりやすく説明している。



DVD紹介

『幸せのちから』

◎ソニー・ピクチャーズ エンタテイメント
117分 2009年
妻に去られ、家を追い出されホームレスになつても、決して諦めず、愛しい息子とともに懸命に生きようとする主人公クリス。実話を映画化した人間ドラマ。



『認知症予防シリーズ』 全5巻

◎ジャパン通信情報センター 2011年
認知症の治療薬は発見されていない。しかし、これまで開発されたさまざまな治療薬を駆使しながら、生活習慣を改善することによって認知症を克服し、尊厳ある人生を全うすることができる道筋を提示している。



『古武術ナンバ式骨体操1 ナンバ的動きのコツ 改訂版』

◎アドメディア 31分 2011年
骨の動きを意識し、「ナンバ的動き」のコツを解説している。自分自身の痛み（肩こり・腰痛・足の痛みなど）をコントロールする力を身につけよう。

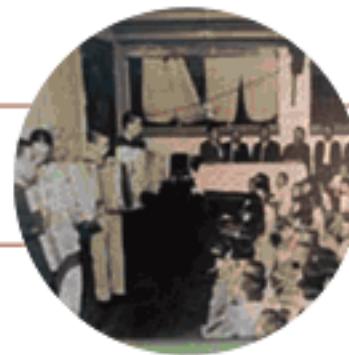


図書

- 『希望 僕が被災地で考えたこと』 講談社 2011年
- 『たんの吸引 口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部』 日本介護福祉士会 2011年
- 『9割がバイトでも最高のスタッフに育つディズニーの教え方』 中経出版 2010年

DVD

- 『富山型デイサービスで働く人2 ~白衣を着ない天使たち~』 ブリコレージュ 2011年
- 『春との旅』 東映 2011年



釜ヶ崎の 不就学児童と地域③

本稿は三話完結の第三話です。

現状の学校施設の不備を指摘し「地面のついた運動場のある独立校舎を建設せよ」と私たちは、当たり前のこと要求していました。しかし、大阪市教育委員会の提示は「1階が民生局管理の児童施設、2階、3階が小中学校。住宅は校舎の上に積まない。500坪の公園がとなりにできる」というものでした。

私たちはこの提示をのめない理由を「屋上運動場は、風が強くなって運動がしにくい。大きな植樹ができない。いくら土を入れても『自然条件』を満たすことにならない。500坪の公園用地を小中学校の運動場にして、公園の代地を求める可能性があるのではないか。このような施設では、教育基本法に定められた子どもの教育、特に本校の特色である、長欠児童生徒を対象とした、不就学児童生徒教育の目的を、自信を持って実践することはできない」として断りました。

この形で、何回も交渉に行きました。同僚である教職員組合の反応がない中、全港湾建設支部西成分会が教育委員会に乗り込むことで一気に交渉が進みました。私もこの時同行しましたが、乗り込んだ時の第一声は「おれらの子どもを、大阪市は豚小屋で教育するのか」。やはり労働者の人たち、つまり子どものお父ちゃんたちが来て、ワッと言ったことが響いたと思うんです。それまで地域の人たちが一生懸命、署名を集めて持って行っても、教育委員会は首も振りませんでした。署名も駄目、交渉も駄目、やっぱり最後は、「こらっ」というような掛け声がなければ駄目なのでしょう。こうした建設運動を経て、ようやく1974年に校舎が出来、校名も新今宮小中学校に変わります。学校は1984年3月で閉校になり、いま跡地が社会福祉法人自彌館の施設「三徳寮」として活用されています。学校は、生徒が300人収容でき、特別教室、屋上プール、体育館の設備があります。グ

ランドでは、野球にサッカー、移動用のゴールを設置すれば、バスケットボールもできます。植樹がなされた運動場、転んでも簡単にすりむかしい地面、ネットを高く張り、よほどのことがない限りボールが外へ出ないようになっていました。

設備の件で面白い話があります。同和地区から来た中学の英語の先生が、子どもたちの英語力を伸ばすために、英語のための機器を入れてほしいと教育委員会に訴えたところ、教育委員会は「日雇い労働者の子どもは英語を学ぶ必要はない」というようなことをいわれたのです。教育委員会だけでなく、大阪市も同様の考え方だったのでしょう。解放教育運動をしてきた先生たちは「そんなことは許されない」と粘り、英語を学ぶ機器を導入することに成功しました。理科室、家庭科室も同様に、とにかく普通の学校にしたいと要求しました。

せっかくできた学校でしたが、この頃から子どもたちの数が減少し、やがて廃校になります。廃校になった理由の1つは、大阪市の同和教育が進んだこと。学齢期に達した子どもは、戸籍や住民票の有無に関係なく、教育を受ける権利があって、地域の学校が保証しなければならなくなり、地域の学校に通うようになったからです。もう1つは、住宅政策で、子どものいる家庭は市営住宅へ移り住み、たくさんの家族が釜ヶ崎から出て行ったからです。

この頃、新今宮小中学校とならび、萩之茶屋小学校も、今宮中学校も、同和教育等推進校という、同和教育に準じ先生たちの加配もありました。特別な配慮が教育委員会からなされるようになって、困難な問題を抱えた子どもたちに対しても受け入れましょうという気風に両校とも変化していきました。

もっとも大阪市は、早くから民生局と教育委員会が協力して、子どもも大人も使える総合施設をつくろうと考えていました。しかし、教育委員

会が「教育委員会が管理する建物以外のことには関わることができません」と反対し白紙に戻りました。

最近、考えことがあります。当時、この地域には、小学校が3つ、中学校が1つありました。一番多い時で、地区の小中学校に2,000人近い子どもたちが通っていたのです。それくらい収容力のある学校ならば、教育委員会の指導いかんで、釜ヶ崎の不就学の子どもたちを地域の学校に就学させることができたのではないかと。しかし、現実的に、あいりん小中学校をつらなかつたら、釜ヶ崎の子どもたちは地域の学校からはじき出されたままだったでしょう。「釜ヶ崎の日雇い労働者の子どもには、教育なんか必要ない」という価値観が教育委員会のどこかにあり、ほったらかしにされ「そんな不就学の子どもたちは受け入れられません」と就学を拒否された結果、この学校ができたのだと思います。

日本国憲法や児童憲章とか、教育基本法からいえば、釜ヶ崎の子どもたちもまた、地域の学校に受け入れられるのが当たり前です。不就学児をつくってしまう原因は、子ども自身ではなく、教育委員会や学校の姿勢にあります。教育委員会が、地域の学校を説得して、地域の中に特別教室などをつくり、不就学児が学校という環境に慣れたら、一般の学校に戻すなどのしくみをつくりさえすれば、あいりん小中学校は必要なかったのです。



※この稿は大阪市社会福祉研修・情報センターで開催された「社会福祉史の市民講座」の講演（講師：小柳伸顕 釜ヶ崎キリスト教協友会）の聞き取り（言葉については歴史的事実として当時の表現をそのまま使用しています）から抜粋したものです。

総合相談コーナーからのお知らせ

高齢者や認知症、知的・精神障害のある方などの福祉や生活支援、
権利擁護に関するさまざまな相談に応じます。

相談直通
ダイヤル

ハナシヲ
06-4392-8740

開設日 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

総合相談コーナーは、日曜日、祝日(土曜日と重なる場合は除く)、年末年始は休みです。

専門相談(要予約)

法律相談 毎週金曜日午後・第1木曜日午後

(弁護士による遺産相続、金銭貸借、損害賠償など法律に関する相談)

総合相談・高齢者相談をお受けする中で、必要に応じて専門相談を実施しています。

※専門相談は、原則として来所相談で、事前に電話予約が必要です。

権利擁護相談 每週水・木曜日午後(第1木曜日はのぞく)

(弁護士と社会福祉士による認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方や関係者からの、虐待や財産侵害、財産管理や成年後見制度などの相談)

認知症医療相談 月7回 (専門医による認知症の方や精神疾患の方の医療に関する相談)

そのほか、

税金相談 保険・年金相談 リハビリ相談 住宅改造相談 もあります。

高齢者相談

高齢者やその家族の方から生活全般にわたる相談や、情報提供などに応じます。

ハナシヲ
06-4392-8181

相談日時 電話相談のみ
24時間365日休まず受付

パンフレット、カタログ、雑誌から会社案内等々
広告・デザイン・印刷のことなら
何でもご相談ください。



たとえば団体や催し物をアピールするためのパンフレットやフライヤー。作りたいものがあるけど、それがなかなかカタチにならず困ったことはありませんか?そんなときは、アド・エモンにご連絡ください。当社が企画の段階から納品にいたるまで、各専門スタッフが的確にサポートし、あなたとアイデアをつなぐトピラになります。

お気軽にご連絡ください

TOTAL CREATION
AD·EMON
株式会社 アド・エモン

〒530-0045 大阪市北区天神西町8-19 法研ビル5F
TEL:(06)6362-1511(代) FAX:(06)6362-1510 E-mail:info@ad-emon.com
<http://www.ad-emon.com>

(広告)

高齢者生きがい就労
支援センター事業
終了のお知らせ

高齢者のための無料職業紹介事業やヘルパー2級養成講座、高齢者グループによる起業への支援事業等を運営してきましたが、大阪市の方針により平成24年1月末で全ての事業を終了することになりました。

長らくのご利用、有難うございました。

開館日・時間、休館日

開館時間／午前9時から午後9時まで(土・日曜日は午前9時から午後5時まで)

ただし、展示ギャラリー、図書・資料閲覧室、総合相談コーナー、成年後見支援センター、高齢者生きがい就労支援センターは午後5時まで

休館日／国民の祝日(土・日曜日と重なる場合は除く)、年末年始(12月29日～翌1月3日、高齢者やその家族の方からの生活全般にわたる電話相談は24時間休まず受け付けています)

●それぞれの開設日・時間

項目	直通電話番号	開設日(休館日を除く)	開設時間
会議室など利用の問い合わせ	06-4392-8200	毎日	午前9時～午後9時(土・日午後5時まで) (会議室の申込・お支払いは午前9時30分～午後5時)
研修関係の問い合わせ	06-4392-8201		午前9時～午後5時
図書・資料閲覧室	06-4392-8233	月～土曜日	午前9時30分～午後4時45分(受付は午後4時30分まで)
総合相談コーナー	06-4392-8740	月～土曜日	午前9時～午後5時
高齢者24時間電話相談	06-4392-8181	毎日(365日)	24時間
高齢者生きがい就労支援センター	06-4392-8221	月～土曜日	午前9時～午後5時(受付は午後4時30分まで)
成年後見支援センター	06-4392-8282	月～土曜日	午前9時～午後5時

※図書・資料閲覧室は蔵書点検のため、1月6日(金)まで臨時休室します。

※「福祉用具展示コーナー」「自助具展示コーナー」は9月末日に終了しました。

貸室ご利用の皆様へ

《貸室の変更のお知らせ》

大阪市社会福祉研修・情報センターでは、大阪市健康福祉局の指定管理者業務の範囲の変更にともない、平成24年4月1日から、5階の講座室1・講座室2・演習室2・演習室3・演習室4の利用を休止します。また、一部の部屋の改修工事(工期未定)が予定されています。ご不便をお掛けいたしますがよろしくお願いします。なお、4階の貸室については変更ありません。

大阪市社会福祉研修・情報センターでは、貸室ご利用の皆様により計画的に便利にご利用いただくため、空室状況を公開し、FAXによる申込みを受付ています。

① 空室状況をホームページに掲載しています。

空室状況は、ホームページの「センターご案内」→「貸室利用のご案内」→「空室一覧」に、PDFで4カ月分掲載。[URL / http://www.wel-osaka.jp/](http://www.wel-osaka.jp/)

② 利用申込の受付は4カ月前からです。

利用日の4カ月前から、電話や直接窓口で予約いただいたうえ、所定の用紙で申し込みください。受付時間は午前9時30分から午後5時まで **06-4392-8200**

●FAXによる申し込み手続きの手順

FAXによる申込は、ホームページの「センターご案内」→「貸室利用のご案内」→「FAXでのお申し込み」に、申込手順を掲載しています。 **06-4392-8206**

※ファックスでの申し込み可能な期間は、利用日の4カ月前の午前9時30分から利用日の3日前までです。



交通／ご来所には【市バス】【地下鉄】【JR】をご利用ください

●市バス

「長橋二丁目」バス停すぐ

7系統(あべの橋～住吉川西)・

52系統(なんば～あべの橋)

赤バス(西成西ループ)

●市営地下鉄・四つ橋線

「花園町」駅(①・②出口)から徒歩約15分

●JR大阪環状線・大和路線

「今宮」駅から徒歩約10分

「ウェルおおさか」の主な設置・配布場所

区在宅サービスセンター(区社協)、区老人福祉センター、区子ども・子育てプラザ、区役所、区民センター、大阪市内の図書館、大阪市サービスカウンターなど

所在地／〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号

設置主体／大阪市

運営主体／社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会
(指定管理者)

電話／06-4392-8200 (代表)

ファックス／06-4392-8206

URL / <http://www.wel-osaka.jp/>